

○須坂市放課後児童クラブ条例

平成19年3月30日条例第5号

改正

平成20年9月29日条例第32号  
平成22年9月30日条例第16号  
平成26年9月30日条例第31号  
平成29年3月24日条例第9号  
平成30年7月5日条例第27号  
令和元年7月3日条例第8号  
令和4年12月13日条例第33号

須坂市放課後児童クラブ条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び第3項の規定により、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図るため、須坂市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
森上地域児童クラブ	須坂市墨坂三丁目1番1号
日滝地域児童クラブ	須坂市大字日滝1648番地
豊洲地域児童クラブ	須坂市大字小島401番地1
日野地域児童クラブ1	須坂市大字塩川158番地2
日野地域児童クラブ2	須坂市大字塩川158番地2
井上地域児童クラブ	須坂市大字幸高292番地
高甫地域児童クラブ	須坂市大字八町1916番地
仁礼地域児童クラブ	須坂市大字仁礼108番地1
豊丘地域児童クラブ	須坂市大字豊丘1070番地
南部地域児童クラブ	須坂市墨坂南四丁目1番8号
東部地域児童クラブ	須坂市大字日滝91番地4
北部地域児童クラブ	須坂市大字小河原3305番地1

(利用者の範囲)

第3条 児童クラブを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学校に就学している留守家庭児童
- (2) 特別支援学校小学部に就学している留守家庭児童
- (3) その他特に教育委員会が認めた児童

(登録)

第4条 児童クラブを利用する児童の保護者は、教育委員会に児童の登録をしなければならない。

(利用の制限等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは登録を認めない。

- (1) 児童クラブを損傷するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 児童生徒の利用に支障をきたすおそれがあるとき。

(4) 前3号のほか特に教育委員会が必要と認めたとき。

(利用料)

第6条 第4条の規定により登録した児童（以下「登録児童」という。）の保護者は、市長に利用料を納付しなければならない。

2 登録児童の利用料は、別表に定める額とする。

3 月の途中で入所し、又は退所した児童の利用料は、その月分の全額とする。

4 利用料は、毎月末日までにその月分を納入しなければならない。

(利用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 児童クラブの管理は法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の申請等)

第9条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第10条 教育委員会は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる基準に適合するもののうちから、児童クラブの管理を行わせようとする団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。

(2) 事業計画書の内容が、登録児童の健全育成に寄与するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、児童クラブの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 当該団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設及び備品等の維持管理に関する業務

(2) 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）に関する業務。ただし、第6条、第7条及び第18条に規定する市長の権限に関すること並びに第4条及び第5条に規定する教育委員会に属する業務を除く。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(事業報告書の提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後、児童クラブの管理の業務に関し事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第14条 教育委員会は、児童クラブの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第15条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合、指定管理者に生じた損害については、市はその責を負わない。

(個人情報 of 安全管理及び秘密保持の義務)

第16条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、児童クラブの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 前項の管理業務に従事している者及び従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(原状回復の義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第15条の規定により指定を取り消され若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は備品等を直ちに現状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 利用者又は指定管理者は、施設又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示によりその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に登録の決定を受けている者は、この条例により登録の決定を受けた者とみなす。

3 この条例の施行の際、現に徴収し、又は徴収すべきであった費用については、この条例に基づいて徴収し、又は徴収すべき利用料とみなす。

附 則（平成20年9月29日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月30日条例第16号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第31号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第9号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月5日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和元年7月12日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第2条の規定の施行の日前になされた法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせる法人その他の団体を指定する手続は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和4年12月13日条例第33号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の整備等)

第5条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定第1項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該管理業務に従事していた者に係る同条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定第2項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

別表 (第6条関係)

区分	利用料
日々登録児童	月額 3,000円
長期登録児童	年額 6,000円
延長登録児童	月額 500円。ただし、長期登録児童の場合は、年額1,000円

(備考) 1 日々登録児童とは、登録児童のうち、年間を通じて毎日の利用を必要とする児童をいう。

2 長期登録児童とは、登録児童のうち、小学校又は特別支援学校の休業日(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定による夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日をいう。)のみの利用を必要とする児童をいう。

3 延長登録児童とは、登録児童のうち、教育委員会が特別の事由があると認めた児童で、午後6時30分までの利用を必要とする児童をいう。